

市民参画の取り組みについて



熊本市市民協働課
平成26年7月



それでは、本市の市民参画の取り組みについて説明させていただきます。

◆自治基本条例

市民、議会、行政の三者が、
それぞれの果たすべき役割や
市政・まちづくりを行うための
ルール、制度

平成22年4月から施行されました！



本市では、市民、議会、行政の三者が、それぞれの果たすべき役割や市政・まちづくりを行うためのルールを定めた、自治基本条例を平成22年4月に施行しました。
現在、この条例に基づき、本市の市政・まちづくりが進められております。

◆市政・まちづくりのイメージ



これが、自治基本条例に基づく市政・まちづくりのイメージです。

市民・行政・議会の三者が、同じ目的、「個性豊かで活力に満ちた社会の実現」を目指し、情報共有・参画・協働により市政・まちづくりを進めていることとなっています。

条例には、その為に必要となる三者の役割やルールが定めてあります。

自治運営の基本原則

情報共有

参 画

施策の立案から実施、評価までに主体的に参加すること

協 働

同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力すること

先ほどのスライドにもありましたが、自治基本条例では、第4条で自治運営の基本原則として、「情報共有」「参画」「協働」の原則を定めております。

本市では、この3つの原則のもと、市政・まちづくりを進めることを基本としています。

情報共有ですが、文字どおり、市政・まちづくりについての情報をお互いに共有しあうことです。

後で説明します、参画や協働を行う為にも、この情報共有が大前提となります。

市においては、市民の「知らない」「聞いてない」逆に、「市民のことを知らない」「データがない」ということがないようにするよう心がけが必要となります。

次に、参画とは「施策の立案から実施、評価までに主体的に参加すること」です。「主体的に参加する」ということが重要です。

参加者が、個人の意思や判断において計画に参加し、積極的に意見しながら計画の立案等に携わることを参画すると言っています。

次に、協働とは「同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力すること」です。「対等な立場で役割と責任を担う」ということが重要です。

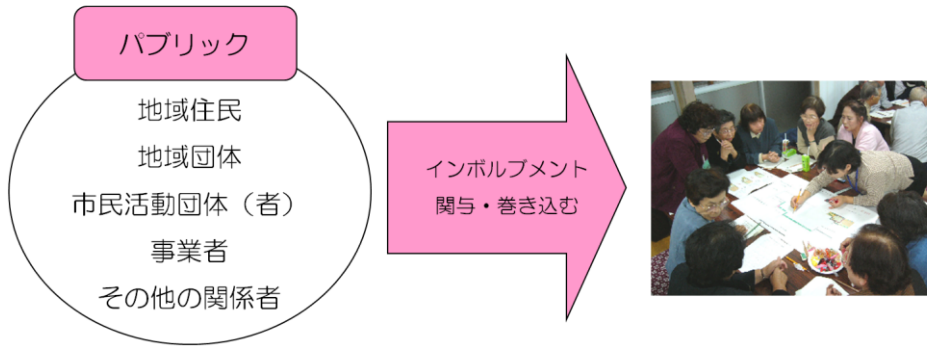
市政・まちづくりに関わる様々な主体は、それぞれに役割を持って、その役割に対しては責任を担う必要があります。

このような関係のなかで、協力していくことを協働と言っています。

◆市民参画の具体的な取組

PI（パブリックインボルブメント）

施策の立案や事業の計画を立てる際に、市民の皆さんに情報を提供したうえで、価値観を見極め、調整しながら柔軟に政策立案を進める、市民参画の理念であり、プロセスのこと。



本市では、情報共有のもと市民に市政・まちづくりへ参画していただくために、PIという考え方のもと取り組んでいます。

PI(パブリックインボルブメント)とは、「施策の立案や事業の計画を立てる際に、市民の皆さんに情報を提供したうえで、価値観を見極め、調整しながら柔軟に政策立案を進める、市民参画の理念であり、プロセスのこと。」です。

わかりやすく表現すると、市民の皆様は市政・まちづくりに関与していただく、市民の皆様を巻き込んでいくという考え方です。

本市では、市民参画の推進に向けた方針として、「PIの実施方針」というものを定めており、この実施方針に基づき、全庁的に市民参画を実施することを、努力義務としています。

◆PI（市民参画）の手法

＜情報共有を目的＞

- ① 積極的な広報活動
- ② オープンハウス
- ③ 現地見学会
- ④ シンポジウム
- ⑤ ニュースター・パソフレット
- ⑥ 出前講座
- ⑦ 地域説明会

＜討論・意見集約を目的＞

- ⑧ 検討委員会
- ⑨ ワークショップ
- ⑩ パブリックミーティング
- ⑪ 市民意見の募集
- ⑫ グループヒアリング
- ⑬ アンケート

この「PIの実施方針」では、市民の皆様に、市政・まちづくりに参画していただく、具体的な手法として以上のような13の手法を規定しています。

参画の手法には、主に、情報の共有を目的とするものと、意見をいただくことを目的とするものに分けられます。

◆積極的な広報活動①の事例

ホームページ・市政（区）だより
テレビ・ラジオ等による情報の発信



【市政情報プラザ】

市政に関する情報を共有する場所（本庁1階）



【まちづくり交流室】

市政に関する情報と、地域活動に関する情報を共有する場所

いくつかの参画の手法について事例を踏まえてご説明をいたします。

まずは、情報共有を主な目的とする手法として3つご紹介いたします。

「積極的な広報活動」の事例ですが、これは、ホームページや市政だより、マスコミ等による広報活動を通じて、事業に関する情報や、催し物の告知、会議の内容などについて、市民の皆さんに積極的に提供するものです。

ホームページや市政だよりが多く活用されていますが、その他に、スライドにありますように、市庁舎やまちづくり交流室などにおける、市政・まちづくりの情報提供も含まれます。

◆現地見学会③の事例



これは、現地見学会の事例です。

市民の皆さんが事業地域や施設の建設予定地を直接訪問し、関連する調査結果や現状等について説明を聞くための催しです。

これは、都市計画道路の現地説明会の様子ですが、現場で図面を広げて説明している様子が分かると思います。

公共工事への、市民の理解を得やすくする効果とともに、住民ニーズの把握をすることができます。

◆シンポジウム④の事例

【リレーシンポジウム】



次にシンポジウムの事例です。

シンポジウムは、著名人、学識経験者による基調講演やパネルディスカッション等を行い、当該事業の目的等に対する理解を深める催しです。

市民の皆様の意見の醸成につながる手法であると考えています。

これは、リレーシンポジウムといって、平成23年度から新たに始まった取り組みです。

特定のテーマについて各区をリレーしながら、シンポジウムを開催していきます。

各区を回ることで、一箇所では参加できなかった市民の方も参加できますし、区ごとのテーマを盛り込むことができます。

以上が、情報共有を目的とする手法の事例でした。

◆検討委員会⑧の事例



【自治推進委員会】

【男女共同参画会議】



次に討論や意見集約を目的とする手法についての事例を4つ紹介します。

まずは、検討委員会です。

有識者、関係者、公募市民等により様々な観点から課題整理や方向性の検討を行うものです。

大学教授などの学識経験者の方や事業者、関係団体、委員の募集に応募していただいた市民の皆様など、様々な分野の意見を一つの会議で聞くことができることで、偏りのない施策を展開できるという効果が期待できます。

ちなみに写真は、第2期の自治推進委員会と男女共同参画会議という審議会の様子です。

◆ワークショップ⑨の事例



【コミュニティセンター建設】

【区まちづくりビジョン策定】



次にワークショップの事例です。

特定のテーマや課題に対し、グループによる共同作業や話し合いを通じて、課題の抽出や解決策等について、意見の集約を図るものです。

この写真は、コミュニティセンター建設に向けたワークショップです。

利用者である地域のみな様が、設計段階から集まって、グループごとに話し合いをしながら、どんな地域コミュニティセンターがいいかを決めています。

地域で話しあいながら作ったコミュニティセンターですので、愛着をもって運営し使っていただいています。

右の写真は、政令指定都市になり、区の振興ビジョンを策定しましたが、その際に地域の住民の方と一緒にワークショップ形式で懇話会を行ったときの写真です。

市民の皆様も意見が出しやすい雰囲気が進められるため、多くの意見をいただくことが期待できます。

◆アンケート⑬の事例

【2000人市民委員会】



無作為抽出された市民が研修会に参加後、
アンケートを回答

アンケートの事例です。

写真は平成23年度から始まった、2000人市民委員会の写真です。

無作為に抽出された2000人の市民の方に参画していただきます。

抽出された市民の方には、市政課題について研修会を受けていただき、その課題に対するアンケートに答えていただきます。

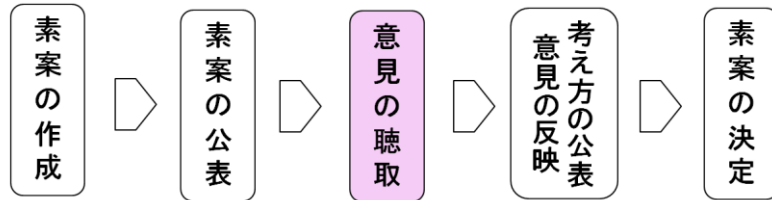
無作為に抽出することで、これまで市政に参画されていなかった市民の方の声を聞くことができます。

また、年齢や性別などが均等になるように抽出をしているため、幅広くかつ偏りなく意見を聞くことができます。

情報共有の為の説明会と市民の意見聴取を行うアンケートを組み合わせた効果的な手法です。

◆市民意見の募集⑪の事例

【パブリックコメント】



制度の対象（熊本市市民参画と協働の推進条例第5条第1項及び第9条）

以下の3項目のうち、広く市民から意見を求める必要がある事項について市民参画を実施しようとするときは、パブリックコメントを含めて実施します。

- ①市の総合計画その他市の基本的な施策を定める方針又は計画の策定又は変更
- ②市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような条例、規則等又は行政指導指針等の制定又は改廃
- ③前2項目に掲げるもののほか、一定の範囲で市民の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような施策に関する事項の制定又は変更

その他、重要な市民参画としてパブリックコメントがあります。

「市民意見の募集」という手法の中に整理しているところです。

パブリックコメントとは、計画等の政策立案過程において、素案の段階から公表し、市民の皆様の多様な意見を求め、できる限り政策に反映させていく制度です。素案及び付属の説明資料などを、市ホームページ、市政情報プラザ、区役所等で公表します。

その後、1月程の期間を設け、手紙、FAX、Eメール等で市民意見を募集します。いただいた市民意見を反映させ、市としての案を決定します。

また、その際、提出された意見、意見に対する市の考えについても市のホームページ等で公表します。

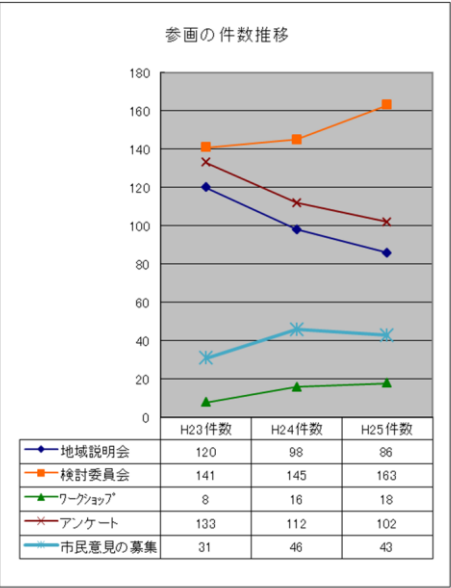
「市の総合計画や基本的な施策を定める方針や計画」、或いは「市民の権利や義務、生活等に重大な影響を及ぼす条例や指導指針などの制定や改廃」について、他の市民参画と組み合わせてパブリックコメントを実施することとしています。

パブリックコメントだけで、市民の皆様から意見が頂くことは非常に難しいです。

パブリックコメントを実施するまでに、如何に市民の皆様と情報の共有を行い、施策への興味関心を高めるかが課題となってきます。

以上、市民意見の集約を目的とする、参画の手法の事例でした。

2 参画の手法の分類別件数			
手 法		H25 件数	H24 件数
①	ホームページ・市政だより等による積極的な広報活動	338	339
②	オープンハウス	20	13
③	現地見学会	8	7
④	シンポジウム	14	17
⑤	ニュースレター・パンフレット	75	67
⑥	出前講座	66	59
⑦	地域説明会	86	98
⑧	検討委員会	163	145
⑨	ワークショップ	18	16
⑩	パブリックミーティング	13	8
⑪	市民意見の募集	43	46
⑫	グループヒアリング	21	15
⑬	アンケート	102	112
⑭	その他	28	28
合計		995	970
※その他には、協働につながる市民ボランティアの育成講座や その他イベントの開催等が入ります。			



最後に、こちらの表は、平成25年度における、市民参画の手法ごとの件数についての内訳となります。

母数となります、事業の数が毎年、増減がありますので一概に比較できませんが、平成25年度については、市民参画を実施した件数は若干増えています。

参画の手法毎の内訳では、検討委員会やワークショップ、グループヒアリングといった、市民と行政または市民同士が直接話し合える手法が増加していることが確認できます。

以上で、本市の市民参画の取り組みについて説明を終わります。